

諮問日：令和2年6月26日（令和2年度（最情）諮問第3号）

答申日：令和2年12月24日（令和2年度（最情）答申第36号）

件名：修習給付金の支給事務の業務委託に関する契約書等の不開示判断（不存在）
に関する件

答 申 書

第1 委員会の結論

別紙記載の各文書（以下、併せて「本件開示申出文書」という。）の開示の申出に対し、最高裁判所事務総長が、本件開示申出文書は作成し、又は取得していないとして不開示とした判断（以下「原判断」という。）は、妥当である。

第2 事案の概要

本件は、苦情申出人からの裁判所の保有する司法行政文書の開示に関する事務の取扱要綱（以下「取扱要綱」という。）記第2に定める開示の申出に対し、最高裁判所事務総長が令和2年1月14日付けで原判断を行ったところ、取扱要綱記第11の1に定める苦情が申し出られ、取扱要綱記第11の4に定める諮問がされたものである。

第3 苦情申出人の主張の要旨

本件開示申出文書が本当に存在しないか不明である。

第4 最高裁判所事務総長の説明の要旨

第73期司法修習に関する、修習給付金の支給事務に必要な業務委託契約及び貸与申請書受付業務の業務委託契約については、会計法29条の8第1項ただし書、予算決算及び会計令100条の2第1項1号の規定に基づき、いずれも契約書の作成を省略している。したがって、本件開示申出文書は作成又は取得していない。

第5 調査審議の経過

当委員会は、本件諮問について、以下のとおり調査審議を行った。

① 令和2年6月26日 諮問の受理

- ② 同日 最高裁判所事務総長から理由説明書を收受
- ③ 同年11月20日 審議
- ④ 同年12月18日 審議

第6 委員会の判断の理由

- 1 最高裁判所事務総長の上記説明によれば、本件開示申出に係る各契約については、会計法29条の8第1項ただし書、予算決算及び会計令100条の2第1項1号の規定に基づき、いずれも契約書の作成を省略しているとのことである。そして、当委員会庶務を通じて確認した結果によれば、契約金額が150万円を超えない契約については上記の各規定に基づき契約書が作成されず、本件開示申出に係る各契約の契約金額はいずれも同額を超えていないことが認められる。これらのことからすれば、本件開示申出文書を作成し又は取得していないという最高裁判所事務総長の上記説明の内容が不合理とはいえない。そのほか、最高裁判所において、本件開示申出文書に該当する文書を保有していることをうかがわせる事情は認められない。

したがって、最高裁判所において本件開示申出文書を保有していないと認められる。

- 2 以上のとおり、原判断については、最高裁判所において本件開示申出文書を保有していないと認められるから、妥当であると判断した。

情報公開・個人情報保護審査委員会

委員長 高橋 滋

委員 門口 正人

委員 長戸 雅子

別紙

7 3 期司法修習に関する以下の文書

- 1 修習給付金の支給事務に必要な業務委託に関する契約書
- 2 貸与申請書受付業務委託に関する契約書